

(様式 1-3)

いわき市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	155	事業名	災害公営住宅給配水管整備事業（勿来四沢）	事業番号	◆D-4-12-1
交付団体	いわき市		事業実施主体（直接/間接）	いわき市（直接）	
総交付対象事業費	3,150（千円）		全体事業費	3,150（千円）	
事業概要					
東日本大震災により住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために整備する災害公営住宅整備事業に併せ、団地敷地への給配水管整備に係る費用を負担するもの。					
【事業概要】					
配水管口径：200 mm					
給水管分岐口径：150 mm					
延長：500m					
※ 当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
『市復興事業計画』					
取組名：取組の柱 1 被災者の生活再建 住宅に係る支援 災害公営住宅の整備					
取組内容：東日本大震災により住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために低廉な家賃で入居できる災害公営住宅を整備し生活再建を支援する。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度>					
水道整備負担金の納入					
東日本大震災の被害との関係					
本市は、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、平成 25 年 3 月 5 日時点で約 8,000 棟近い建物が全壊となっている。このため、住宅を失い個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し安定した生活を確保してもらうために当該勿来四沢地区においても災害公営住宅を 50 戸整備するにあたり、給配水管を整備する。					
関連する災害復旧事業の概要					
無し					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-12
事業名	災害公営住宅整備事業（勿来四沢）
交付団体	いわき市
基幹事業との関連性	
災害公営住宅の整備にあたり、給配水管を整備することにより安定した水道を提供する。	

いわき市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（いわき市交付分）

No.	155	事業名	災害公営住宅給配水管整備事業（勿来四沢）	効果促進事業	基本国費率(a)	4/5
-----	-----	-----	----------------------	--------	----------	-----

(千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降	合計
事業費	総事業費			3,150				3,150
	交付対象事業費(b)			3,150				3,150
	うち、市町村以外の者が負担する額を減じた額(C)			3,150				3,150
	うち交付金交付額(d) ○基幹事業の場合 (d) = a × b + (c - a × b) / 2 ○効果促進事業等の場合 (d) = 0.8c			2,520				2,520
	対象外事業費			0				0
事業工程	交付対象事業			水道整備負担金				
	対象外事業							

復興交付金事業等に要する費用の算出に係る基礎資料

(単位:千円)

復興交付金事業等の名称／目的及び内容		交付金の算出方法	
事業名	災害公営住宅給配水管整備事業(勿来四沢)	工事費 (A)	3,150
箇所名	勿来地区四沢	控除額 (B)	
事業認可 告示年月日	-	交付対象事業費 (C)=(A)-(B)	3,150
事業施行期間	平成25年度	基本国費率	4/5
工事施行延長又は 面積	配水管及び給水管 整備 配水管口径:200mm 給水管分岐口径:150mm 延長:500m	交付額 (D)	2,520
用地面積及び 物件戸数等	面積 - m ² 件数 - 件	摘 要	
事業完了予定期日	平成25年12月28日	・水道整備負担金 1式 3,150 本工事費・計 3,150	
経 費 の 配 分			
本工事費 (補助金)	3,150		
測量設計費			
用地費及補償費			
船舶及機械器具費			
工事費計 (A)	3,150		

いわき市復興交付金事業計画 復興交付金事業等工程表(平成24年度～平成25年度)

平成25年5月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

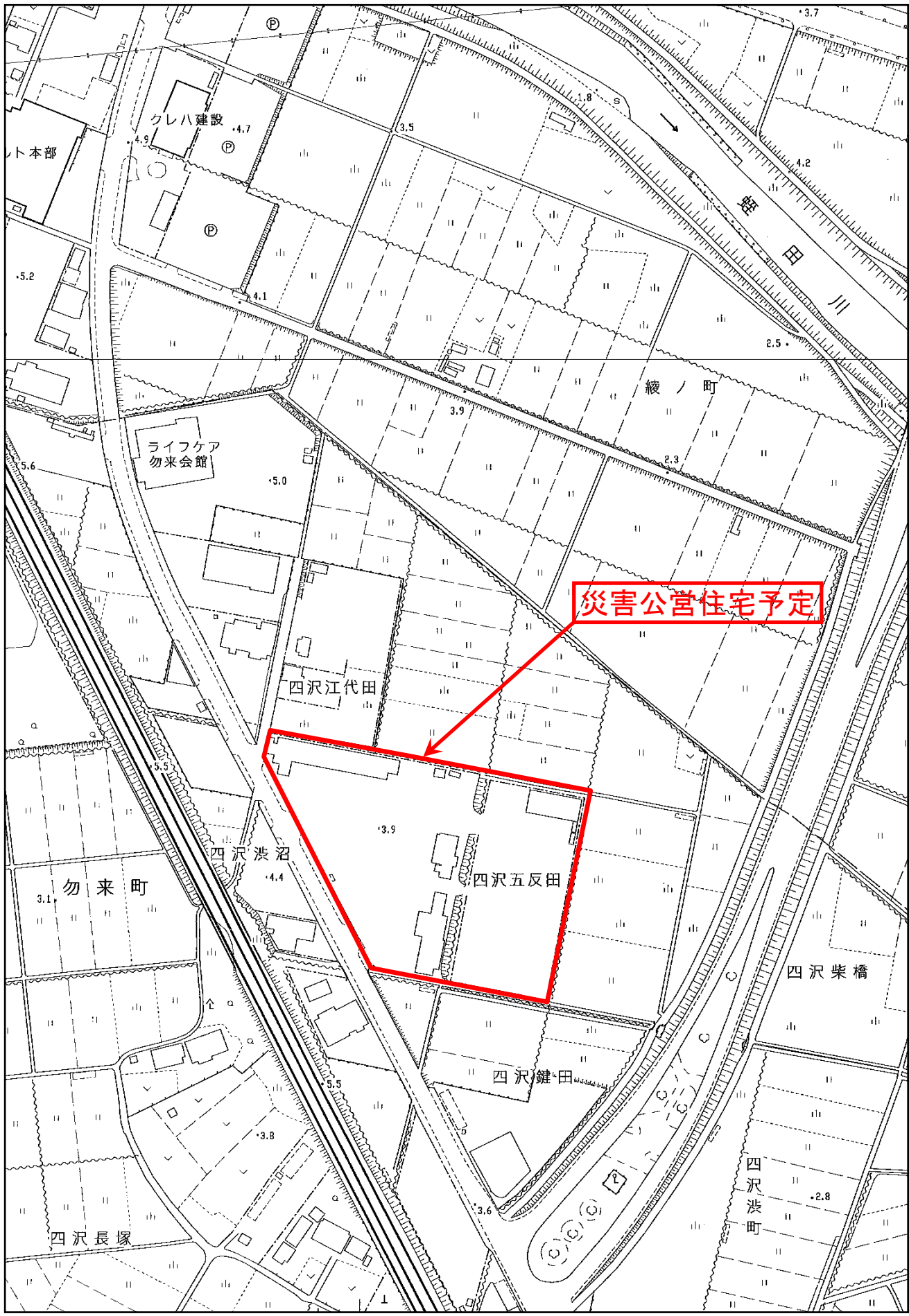
直接交付先	市	No.	155	事業番号	◆D-4-12-1	事業名	災害公営住宅給配水整備事業(勿来四沢)				事業実施主体	いわき市									
項 目	平成24年度		平成25年度				平成26年度				備 考										
	第2四半期		第3四半期		第4四半期		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		第1四半期	第2四半期								
取得用地の不動産鑑定						取得用地分(当初)	→														
用地取得									→												
測量								→													
建築工事設計										→											
建築工事																					
その他(議会等)																					

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成24年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

位置図(勿来四沢地区)



【災害公営住宅給配水管整備事業】

1 災害公営住宅の整備場所について

災害公営住宅の整備については、市街化区域内での整備を基本として考えているが、津波被災地区である勿来地区については、津波等により市街化区域のほとんどが被災したため、市街化区域内にまとまった数の災害公営住宅を整備することが困難であることから、地区住民からの要望や地域コミュニティの継続などを考慮し、津波被災地区に隣接した市街化調整区域に例外的に整備することとしたものである。

2 水道整備負担金について

いわき市水道局においては、「いわき市水道事業給水条例」により、事業者が給水計画に著しく影響があると認められる給水契約の申し込みを行う場合、「開発行為等に係る給水施設の取扱規程」により、都市計画法第7条による市街化区域以外の場所で、一日当たりの使用予定量が10立方メートルを超える給水を受ける事業については、当該事業を行う申請者が水道整備負担金を支払うことと規定されている。

水道整備負担金については、当初、都市計画に定める市街化区域外の地域で、市の水道施設の将来拡張整備費の一部として給水管の口径区分に応じ規定されていたが、予期しない市街化調整区域の開発等水需要が急増し、その後においても需要の増が見込まれ、先行投資として浄・送水施設、幹線配水管の新設を行う必要があったことから、その財源の一部として、市街化区域以外の区域における大規模な給水を申し込む事業者から、この給水を確保するために必要な水源、浄水施設等の施設拡張整備費として水道整備負担金を規定している。

この水道整備負担金について、国が定めた法令等に基づく負担金では無いが、建築物又は宅地の建設等の開発行為を行った場合、水需要が増加し、それに伴い水道施設（配水管及び給水装置）の整備等が必要となるため、水道事業体において条例等を制定し、類似の負担金を規定している事例もある。

いわき市水道事業給水条例

(水道整備負担金)

第25条の5 管理者は、給水計画に著しく影響があると認められる給水契約の申込みについては、別に定めるところにより、水道整備負担金を徴収するものとする。

いわき市水道事業給水条例施行規程

(水道整備負担金)

第7条 管理者は、第3条第1項第2号に該当する事業を行う申請者から、水道整備負担金(以下「整備負担金」という。)を徴収する。

2 整備負担金は、1日当りの使用予定水量の10立方メートルを超える水量に、1立方メートル当り52,500円を乗じて得た額とする。

(整備負担金の軽減)

第8条 管理者は、事業が次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、公益上必要であると認めるときは、整備負担金を2分の1の額に軽減することができる。

- (1) 国及び地方公共団体が施行するもの。
- (2) 国及び地方公共団体が事業に係る経費の一部を負担するもの。

(計画1日最大給水量)

第16条 計画1日最大給水量は、次の各号に掲げる方法により算出した量のいずれが多い方とする。

- (1) 申請による計画1日最大給水量
 - (2) 住宅団地のときは、計画給水人口に1人1日当り最大給水量を400リットルとして乗じて得た量
- 2 前項第2号の計画給水人口は、計画宅地面積を250平方メートルで除して得た戸数に3.5を乗じて得た人口とする。
- 3 前2項により算出して得た数に、整数未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

災害公営住宅水道整備負担金

地区名	勿来四沢	戸	
計画戸数	50	戸	
計画給水人口	175	人	給水戸数×3.5人
一日最大給水量	70.0	m ³	給水人口×0.4m ³
整備負担金	3,150,000	円	(一日最大給水量-10m ³)×52,500円